下 監 第 6 号 令和2年12月28日

下川町長 谷 一 之 様 下川町議会議長 近 藤 八 郎 様 下川町教育委員会教育長 松野尾 道 雄 様 下川環境サービス事業協同組合 代表理事 金 子 一 志 様

下川町監査委員 髙 橋 水 哉 下川町監査委員 宮 澤 清 士

監査結果に関する報告について (公の施設の指定管理者監査)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査を実施したので、同条第 9 項の 規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

### 公の施設の指定管理者監査

### 1 監査の対象

令和2年4月1日現在、25施設において公の施設の指定管理者による管理 が行われていますが、そのうち次の施設を抽出し監査を実施しました。

公の施設の名称	指定管理者名	所管部署
下川町体育施設	下川環境サービス 事業協同組合	教育課

### 2 監査の着眼点

- (1) 施設の管理に関する協定は適切に履行されているか。
- (2) 収支会計経理(平成30年度及び令和元年度)等は適正になされているか。

### 3 監査手順・実施手続

下川町監査基準(平成5年監査委員訓令第1号)に基づき、所管部署から事業報告書等の提出を求め、指定管理者と締結された基本協定書等(年度協定書を含む)と事業報告書等の突合を中心に審査を実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

### 4 監査の期間

令和2年11月20日から令和2年11月30日まで

### 5 監査結果の概要

指定管理者の管理業務などの結果については、次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした施設は、管理運営において、一部改善すべき事項や検討を要する事項がありますので記述します。

なお、指定管理者による事務処理上特に留意すべき事項については、次のページの記載のとおりです。なお、軽微な事項については、所管部署を通じまたは面談監査時点に通知等しましたので記述を省略いたします。

## (1) 公の施設の事業・決算等の概要

# 令和元年度 下川町体育施設

指定管理者名	下川環境サービス事業協同組合						
所在地	下川町幸町112番地						
所管部署	教育課						
施設の概要	下川町民スポーツセンター 外8施設						
指定管理期間	平成27年4月1日~平成32年3月31日						
公募方法	公募						
設置根拠	下川町体育施設の設置及び管理に関する条例						
設置目的	下川町の体育振興の用に供し、町民の健康増進と体位の 向上及び地域間交流を図るため体育施設を設置する						
指定管理料	年度協定 (平成31年4月1日)	実績 (令和元年10月1日協定変更) (令和2年3月25日協定変更)					
	42, 650, 000 円	43, 242, 000 円					
管理者が行う 業務内容	(1)体育施設の施設及び設備の維持管理及び運営に関する業務 (2)体育施設の使用の許可に関する業務 (3)体育施設の利用料金の収受に関する業務 (4)その他体育施設の管理運営上、町長が必要と認める業務						

## 令和元年度体育施設指定管理委託決算

# (収入)

区分	決算額	予算(参考)				
		43, 242, 000				
		(当初)				
指定管理料		42, 650, 000				
	43, 242, 000	(変更1回目)				
		R1. 10. 1 412, 000				
		(変更2回目)				
		R2. 3. 25 180, 000				
利用料	1, 451, 690	1, 700, 000				
計	44, 693, 690	44, 942, 000				

# (支出)

区分	決算額	予算(参考)				
人件費(給料·賃金)	24, 603, 300	22, 928, 000				
保険料(法定福利費)	2, 997, 408	3, 571, 000				
燃料費	4, 477, 578	5, 818, 000				
修繕費	3, 782, 645	822, 000				
委託料	2, 819, 328	3, 218, 000				
使用料	1, 343, 430	1, 395, 200				
その他(消耗品費ほか)	3, 938, 983	7, 189, 800				
計	43, 962, 672	44, 942, 000				

## 令和元年度施設別利用状況

(単位:人、円) 税込み

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
スポーツセンター	利用者数	1,656	1, 144	1, 414	1, 738	885	1,017	2, 648	1, 319	1,648	1,770	1, 972	304	17, 515
	利用料	87, 060	2, 900	93, 960	2, 700	8, 170	2,600	9, 430	6, 140	15, 380	3, 160	6, 690	31,000	269, 190
柔道場	利用者数	54	49	49	68	35	76	85	74	59	59	61	40	709
	利用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弓道場	利用者数	1	0	1	0	1	0	0	0	2	1	0	0	6
	利用料	100	0	100	0	100	0	0	0	200	100	0	0	600
_ ,	利用者数	46	218	185	288	192	225	105	0	0	0	0	0	1, 259
テニスコート	利用料	0	400	500	450	1, 150	450	550	0	0	0	0	0	3, 500
スキー場	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	1,048	3, 682	1, 343	918	6, 991
スヤー場	利用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B&G海洋センター	利用者数	0	0	0	1, 434	899	152	0	0	0	0	0	0	2, 485
B&G海件センター	利用料	0	0	0	28, 160	18, 600	4,000	0	0	0	0	0	0	50, 760
11.44.1548	利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山村広場	利用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数	11	678	404	13	66	69	10	0	0	0	0	0	1, 251
野球場	利用料	0	4, 620	4, 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8, 720
桜ヶ丘アリーナ	利用者数	216	414	99	111	67	119	101	195	229	488	551	199	2, 789
桜ヶ丘ノリー)	利用料	36, 580	0	0	0	300	0	200	8, 420	500	2, 900	13, 420	18, 520	80, 840
パークゴルフ場	利用者数	137	1, 317	1, 707	1, 730	1, 151	1, 368	1, 431	0	0	0	0	0	8, 841
	利用料	286, 250	176, 990	130, 970	130, 370	70, 100	125, 900	117, 500	0	0	0	0	0	1, 038, 080
計	利用者数	2, 121	3, 820	3, 859	5, 382	3, 296	3, 026	4, 380	1, 588	2, 986	6,000	3, 927	1, 461	41, 846
ĦT.	利用料	409, 990	184, 910	229, 630	161, 680	98, 420	132, 950	127, 680	14, 560	16, 080	6, 160	20, 110	49, 520	1, 451, 690

### (2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見

### ●事業報告書の提出や審査

指定管理者(以下「管理者」という。)から提出される事業報告書等は、下川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(以下「指定管理条例」という。)第10条の規定により、毎年度終了後、30日以内に町長等に提出することとされていますが、提出期限を遅延しています。また、委任者は管理者から事業報告内容の説明を受けていると思われますが、その内容は事業報告書の決済書類から確認することはできませんでした。

今後は事業報告書の速やかな提出を促すとともに、受領後、検証を行うことや 必要に応じて実地検査を行うなど、基本協定第21条の規定に基づき適切な事務 処理を実行して、今後の指定管理運営に生かせるよう取り組んでいただきたい。 なお、業務実施内容において、仕様書などの条件を満たしていないことが判明し た時は、基本協定第22条の規定に基づき業務の改善を勧告する必要があります。

### ●管理業務仕様書

「5 業務の内容」に規定されている「管理日誌、使用料収納状況報告書、施設利用状況報告書」は週 1 回提出されることになっています。これらの業務報告について、指定管理条例第8条の規定に基づき、必要に応じて報告を求め、適正化を図るために指示することが可能であることから、報告書の検証を適宜実施されたい。

### ●年度協定の変更

様々な状況変化に伴い変更協定を締結することがありますが、回議書には、管理者と委任者の協議内容、変更協定に至った事情、変更金額の算出根拠並びに経緯など記載されているものは見られませんでした。口頭により協議や説明がなされていると思われますが、委託料を決定する際の極めて重要な根拠となるため、例えば人件費などにかかわる給料、手当などについては従業員賃金など全体

像を複眼的に把握し、変更協定を決定した経過を明確にすべきである。

### ●体育施設の利用料

窓口担当者は、収受した現金を当該施設に残すことなく事務所本部に預け、本部を経由して速やかに金融機関に入金するなど適切に管理並びに処理している旨、管理者から説明がありました。近年、新聞等の報道では、利用料をはじめとして公金等の収受の際に私的流用するなど不正事件が散見されているため、委任者は利用料金の収納状況を適時把握していただき、管理者は今後においても適正な取り扱いを心がけていただきたい。

### ●体育施設の利用促進

万里長城パークゴルフ場は、夏季において毎日たくさんの方が集まる場所でもあるため、特にパークゴルフ場の芝管理に100%満足することは無理なことではあるが、創意工夫しながら配慮することで利用者の健康増進などが図られるよう強く望むものである。

### ●体育施設の円滑な運営

基本協定書の添付資料である管理業務仕様書中、「2 下川町体育施設の管理 運営に関する基本的な考え方」に①「町民の体力・健康づくりの拠点となるよう な管理運営をおこなうこと」、②「町民や利用者の意見を管理運営に反映させる こと」が記されている。管理者は、事業運営において様々な事情が発現すると考 えられますが、今後もより一層利用者の意見やニーズ把握に努め、委細にわたり 委任者に協議することが重要です。また、管理者の役員や従業員と意思疎通を図 るとともに、事業運営の責任が偏在しないように配慮して、体育施設の円滑な運 営に努められたい。